

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

広島県公安委員会規則第3号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第5条の2第1項中「別記様式第1号の3」を「別記様式第1号の4」に改める。

第13条の3を削る。

第16条の2第1項中「令第32条の3第1項若しくは第2項」を「令第32条の3第2項」に、「により、緊急用務のための中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転に関し、公安委員会が行う」を「による」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 令第32条の3第1項の規定による審査は、運転免許センターにおいて行う。

別記様式第1号（表）中「平成」を削り、同様式備考6中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第1号の2及び別記様式第1号の3中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第1号の4中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第2号（表）中「平成」を削り、同様式備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第3号から別記様式第6号までの様式中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第6号の2中「平成」を削り、同様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第6号の2の2，別記様式第6号の3，別記様式第6号の4（表），別記様式第6号の5から別記様式第6号の7までの様式，別記様式第6号の8（表），別記様式第6号の9及び別記様式第6号の10（表）の備考を削る。

別記様式第6号の11（表）中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第6号の12備考及び別記様式第6号の14備考を削る。

別記様式第7号及び別記様式第7号の3から別記様式第7号の5までの様式中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第7号の6備考を削る。

別記様式第7号の7から別記様式第7号の9までの様式中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第7号の10(表)中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第7号の11中「平成」を削る。

別記様式第7号の12及び別記様式第7号の13中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第7号の14中「平成」を削る。

別記様式第7号の15中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第7号の16中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第7号の17中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第7号の18中「H」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第7号の19中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第7号の20及び別記様式第7号の21中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第7号の22及び別記様式第8号(表)中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第9号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第10号及び別記様式第11号中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第12号及び別記様式第13号中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第14号及び別記様式第14号の2中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第15号(1枚目)中「平成 年 月 日ー」を「 年 月 日ー」に改め、同様式備考を削る。

別記様式第16号中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第16号の2備考3を削る。

別記様式第17号中「平成」を削り、同様式備考2を削り、同備考1を同備考とする。

別記様式第17号の2及び別記様式第17号の3中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第17号の4から別記様式第17号の5の4までの様式の備考を削る。

別記様式第17号の6から別記様式第19号までの様式中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第19号の2(表)備考, 別記様式第19号の3備考及び別記様式第19号の4備考を削る。

別記様式第19号の5中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第19号の6備考及び別記様式第19号の7備考を削る。

別記様式第19号の8及び別記様式第19号の9中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第19号の10備考を削る。

別記様式第19号の11から別記様式第19号の13までの様式中「平成」を削り、同様式備考を削る。

別記様式第19号の14備考及び別記様式第19号の15備考を削る。

附 則

この公安委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。